

令和6年度 第1回能代市活力ある高齢化推進委員会

日 時 令和6年8月5日（月）
午後6時45分～
場 所 能代市役所 会議室9・10

次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 委員・事務局の紹介 … P 1
- 5 案件
 - (1) 委員長及び副委員長の選任
 - (2) 能代市活力ある高齢化推進委員会 … P 2 と別冊の計画概要版
 - ・能代市活力ある高齢化推進委員会について
 - ・能代市活力ある高齢化推進委員会
地域密着型サービス部会委員の選任
 - (3) 能代市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 … P 6
(令和5年度の実績評価の報告)
 - (4) 令和5年度能代市地域包括支援センター事業実績の報告 … P 3 3
 - (5) 介護老人福祉施設の整備 … 当日配付
 - ・能代市活力ある高齢化推進委員会施設選定部会の設置
 - ・能代市活力ある高齢化推進委員会施設選定部会委員の選任
 - ・特別養護老人ホーム設置・運営事業予定者募集要項等
- 6 その他
- 7 閉会

能代市活力ある高齢化推進委員会名簿 (R6. 8. 1 ~ R9. 7. 31)

区分	団体	新任・再任	現任
1 介護保険の被保険者 (6名)	能代市自治会連合協議会	再任	ワタナベ コウスケ 渡邊 耕佑
	二ツ井地区区長連絡協議会	再任	アキハヤシ ノブロウ 秋林 信郎
	能代市老人クラブ連合会	再任	コバヤシ カズナリ 小林 一成
	ふたつい女性連合会	新任	ナリタ ヒロコ 成田 弘子
	能代ボランティア連絡協議会	再任	ハラタ カオル 原田 かほる
	公募	新任	オオコシ サトシ 大越 聡
2 介護サービス及び介護予防 サービスの事業者 (2名)	県北地区介護支援専門員協会	再任	ハカマタ コウキ 袴田 光樹
	県北地区介護支援専門員協会	新任	イイサカ マサミ 飯坂 正美
3 地域における保健・医療・福祉 関係者 (8名)	山本地域振興局福祉環境部	再任	ヨシダ コウジ 吉田 浩二
	(一社)能代市山本郡医師会	新任	セガワ ダイスケ 瀬川 大輔
	能代市山本郡歯科医師会	再任	ムラカミ ヒロカズ 村岡 紘和
	看護協会能代山本地区支部	新任	ワタナベ マサコ 渡部 昌子
	秋田県薬剤師会能代山本支部	再任	タケチ カズヨシ 田口 和義
	能代市民生委員児童委員協議会	再任	ツチザキ ヒロユキ 土崎 博之
	能代市社会福祉協議会	新任	サトウ チハル 佐藤 千春
	能代市健康推進員協議会	新任	コバヤシ エイコ 小林 詠子
4 学識経験者 (1名)	介護関係講師	再任	アベ ミエコ 安部 美恵子
	計	新任7名、再任10名	17名

5 案件

(2) 能代市活力ある高齢化推進委員会について

能代市活力ある高齢化推進委員会設置要綱 抜粋

(設置)

第1条 本市が行う老人福祉及び介護保険施策を円滑に推進し、活力ある高齢社会の実現を図るため、能代市活力ある高齢化推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づく老人福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第117条の規定に基づく介護保険事業計画の策定及び推進に関すること。
- (3)※ 法第42条の2第5項、第54条の2第5項、第78条の2第7項、第78条の4第6項、第115条の12第5項、第115条の14第6項及び第115条の22第4項の規定に基づく意見に関すること。
- (4) 法第115条の46の規定に基づく地域包括支援センター(以下「センター」という。)の運営協議に関する次に掲げる事項
 - ア センターの設置等に関する事項の承認に関すること。
 - イ センターの運営、評価に関すること。
 - ウ センターの職員の確保に関すること。
 - エ 地域における介護保険以外のサービスとの連携の形成に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、活力ある高齢社会の実現に向けて必要と認める事項に関すること。

(部会)

第6条※ 委員会において必要と認めるときは、委員会に委員の一部により構成される部会を置き、第2条の所掌事項の一部を行わせることができる。

※

第2条(3) 地域密着型介護サービス、地域密着型介護予防サービスについて、活力ある高齢化推進委員会の意見を反映させ、必要な措置を講ずるもの。

第6条 ・地域密着型サービス部会を設置しています。
・今回、施設選定部会の設置を諮ります。

参考 第2条(3)※

介護保険法第42条の2第5項

市町村は、前項の当該市町村における地域密着型介護サービス費の額を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

介護保険法第54条の2第5項

市町村は、前項の当該市町村における地域密着型介護予防サービス費の額を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

介護保険法第78条の2第7項

市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行おうとするとき、又は前項第四号若しくは第五号の規定により同条第一項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四十二条の二第一項本文

市町村は、要介護被保険者が、当該市町村（住所地特例適用被保険者である要介護被保険者（以下「住所地特例適用要介護被保険者」という。）に係る特定地域密着型サービスにあっては、施設所在市町村を含む。）の長が指定する者（以下「指定地域密着型サービス事業者」という。）から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、この限りでない。

介護保険法第78条の4第6項

市町村は、前項の当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

介護保険法第 115 条の 12 第 5 項

市町村長は、第五十四条の二第一項本文の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五十四条の二第一項本文

市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村（住所地特例適用被保険者である居宅要支援被保険者（以下「住所地特例適用居宅要支援被保険者」という。）に係る特定地域密着型介護予防サービスにあつては、施設所在市町村を含む。）の長が指定する者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）を受けたとき（当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定地域密着型介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。）は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、地域密着型介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

介護保険法第 115 条の 14 第 6 項

市町村は、前項の当該市町村における指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

介護保険法第 115 条の 22 第 4 項

市町村長は、第五十八条第一項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十八条第一項

市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村（住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援にあつては、施設所在市町村）の長が指定する者（以下「指定介護予防支援事業者」という。）から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。

能代市活力ある高齢化推進委員会地域密着型サービス部会設置要領

(設置)

第1条 能代市活力ある高齢化推進委員会設置要綱第6条第1項の規定に基づき、次条に掲げる部会を能代市活力ある高齢化推進委員会（以下「委員会」という。）に設置する。

(設置する部会及び所掌事項)

第2条 設置する部会は、地域密着型サービス部会（以下「部会」とする。）とし、所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 地域密着型サービス事業者等の指定基準及び介護報酬に関すること。
- (2) 地域密着型サービス事業者等の指定に関すること。
- (3) 地域密着型サービス等の質の確保及び運営評価に関すること。
- (4) 地域密着型サービス等の適正な運営に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域密着型サービス等に関すること。

(部会員)

第3条 部会の部会員は、6人以内をもって組織し、委員会委員のうちから、市長が指名する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会を総括する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(任期)

第6条 部会員の任期は、指名の日から当該部会員に係る委員会委員の任期の末日までとする。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、市民福祉部長寿いきがい課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月15日から施行する。

(3) 高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画
 ・令和5年度の実績評価の報告

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	I 高齢者の積極的な社会参加
現状と課題	
<p>本市における人口は減少傾向にあります。令和6年3月末現在の高齢化率は42.3%であり、今後も増加が見込まれております。令和7年度には高齢者の約6割は後期高齢者になると予想されていることから、高齢者が積極的に社会参加できる環境整備の充実が必要であります。一方で、単位老人クラブ数、会員数ともに減少の傾向にあります。組織の高齢化、役員の担い手不足等が課題です。</p>	
具体的な取組	
<p>(取組の対象者、参加者など) 能代市老人クラブ連合会、松寿連合会、各老人クラブ（単組）</p> <p>(取組の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生きがいづくり活動等の支援の充実 老人クラブ社会活動促進事業、地域福祉活動補助事業を行い、地区主催敬老行事の開催を支援します。 ○生涯学習の充実 保坂福祉学園（健康ヨガ教室、健康麻雀頭脳教室等）、きらり能代しなやかサロン、松寿大学、健康づくりレクリエーション交流大会等を開催します。 ○高齢者就業の支援 シルバー人材センターへの助成と運営を支援します。（商工労働課との連携） ○地域活動参加促進のための環境整備 上記の取組を通じて、高齢者の社会参加意識の醸成を図るとともに、元気な高齢者等が担い手として社会参加できる環境整備を進めます。 	
目標（事業内容、指標等）	
<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の生きがいと健康づくり事業参加者を指標とします。 高齢者の生きがいと健康づくり事業の内訳 保坂福祉学園（能代地域）、きらり能代しなやかサロン（能代地域）、 松寿大学（二ツ井地域）、社会参加活動講演会、健康づくりレクリエーション交流大会、 高齢者芸能発表の集い、いきいきふれ愛の集い（二ツ井地域） <p>※平時の目標は5,000人ですが、コロナ禍では従来のような開催は難しいことから、令和4年度までは2年度実績と同水準の1,500人を目標としておりました。 5年度は、数値目標にはこだわらず、感染症対策を講じながら高齢者の生きがいと健康づくりに効果がある講座の磨き上げを行うことで魅力を高め、将来的な参加者数増につなげていく取組としております。</p>	

目標の評価方法
<ul style="list-style-type: none"> ● 時点 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>中間見直しあり <input checked="" type="checkbox"/>実績評価のみ ● 評価の方法 <p>施策の展開状況（整備状況、利用状況、運営状況）など 能代市老人クラブ連合会、松寿連合会、各老人クラブ（単組）と連携を図りながら事業を展開します。</p> <p>参加者への影響など 能代市老人クラブ連合会から、「多くの方から楽しく事業に参加している」等の声をいただいている。高齢者の生きがいや健康づくりの充実に資している事業である。</p> <p>地域への影響など 保坂福祉学園における「きらり能代しなやかサロン」は、地域に出向いて開催するフレイル予防を兼ねたサロンである。コロナ禍においても小規模で開催でき、良い影響を地域に及ぼすものと考えられる。</p>

後期（実績評価）

実施内容															
<p>高齢者の生きがいと健康づくり事業の実施により、スポーツ大会・教室など趣味活動の場を提供し、高齢者の介護予防及び生きがいづくり・健康づくり等社会参加の促進を図りました。</p>															
自己評価結果															
<p>※達成度の設定方法（5段階評価、○・△・×など）は問わないが、評価の根拠を明確にすること</p> <p>【 ○ 】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">目標値</th> <th colspan="3">実績値</th> </tr> <tr> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コロナ禍前：5,000人</td> <td>2,527人</td> <td>3,807人</td> <td>1,280人</td> </tr> <tr> <td>コロナ禍～R5：1,500人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>感染症対策を講じながら事業を行い、参加しやすい環境を整えました。特に保坂福祉学園が好評で、開催回数、参加者数とも大幅増となりました。全事業の合計としては、令和4年度と比較して1.3倍以上の実績となりました。</p>	目標値	実績値			令和4年度	令和5年度	増減	コロナ禍前：5,000人	2,527人	3,807人	1,280人	コロナ禍～R5：1,500人			
目標値		実績値													
	令和4年度	令和5年度	増減												
コロナ禍前：5,000人	2,527人	3,807人	1,280人												
コロナ禍～R5：1,500人															
課題と対応策															
<p>保坂福祉学園の各種講座のクラス分けや、地域で小規模で開催できる「きらり能代しなやかサロン」のように、感染症対策を講じながら高齢者の生きがいと健康づくりに効果がある講座の磨き上げについて、市老連等と連携しながら取り組んでいく必要があります。</p>															

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	Ⅱ 自立生活の支援
-------------	------------------

現状と課題

在宅介護実態調査結果では、介護者の半数程度は就労しており、多くは50～60代ですが、介護者の高齢化も進んでいることから、住み慣れた地域で在宅生活を続けるための介護支援の充実が必要となっています。

そのため、高齢者福祉サービスを必要とされる方が適切にサービスを利用いただけるよう、地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員等と連携を図っておりますが、今後も高齢化が進行すると見込まれる本市において、更なる連携を図っていく必要があります。

養護老人ホームや高齢者の交流・研修の場として設置している施設の老朽化が進んでおり、施設の長寿命化等への対応が課題となっています。

具体的な取組

(取組の対象者、参加者など)

- 高齢者福祉サービス、老人憩の家の利用者は一般高齢者
- 養護老人ホームは養護が必要な高齢者

(取組の内容)

- 在宅生活を続けるため、高齢者住宅改修事業、軽度生活支援事業、緊急通報装置・ふれあい安心電話事業、見守り対応機器購入等支援事業等の高齢者福祉サービスを実施します。
- 養護老人ホーム「松籟荘」、生活支援ハウスにより在宅生活が困難な高齢者に居住の場を提供しているほか、老人憩の家「白濤亭」、保坂福祉会館松寿園、高齢者友愛センター、高齢者ふれあい交流施設「ゆっちゃん」等の福祉施設を運営します。

目標（事業内容、指標等）

- 高齢者福祉サービス事業は各種事業を継続的に実施することを目標とします。
- 福祉施設を適正に管理維持することを目標とします。
- いずれも必要なサービスが適正に高齢者に提供されるよう事業を推進します。

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ

● 評価の方法

施策の展開状況（整備状況、利用状況、運営状況）など

- ①高齢者住宅改修助成事業、②軽度生活援助事業、③緊急通報装置・ふれあい安心電話事業、④訪問理容サービス事業、⑤高齢者外出支援サービス事業、⑥家族介護用品支給事業、⑦徘徊高齢者家族支援サービス事業、⑧食の自立支援事業（配食サービス）、⑨はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業、⑩元気・交流200円バス事業、⑪百歳長寿お祝い事業、⑫高齢者のみの世帯等の除雪・雪下ろし支援、⑬生活管理指導短期宿泊事業、⑭高齢者緊急一時保護事業、⑮高齢者買い物優待事業、⑯見守り対応機器購入等支援事業、⑰その他の生活支援事業の実施・検討
- 以上の事業実施。

参加者への影響など

在宅生活や自立生活の支援につながる。

地域への影響など

特になし。

後期（実績評価）

実施内容

在宅生活を続けていただけるよう、家族介護用品支給事業等により支援を行いました。
養護老人ホーム「松籟荘」、生活支援ハウスにより在宅生活が困難な高齢者に居住の場を提供したほか、老人憩の家「白濤亭」、保坂福祉会館松寿園、高齢者友愛センター、高齢者ふれあい交流施設「ゆっちゃん」等の福祉施設を適正に維持しながら福祉向上に努めました。

自己評価結果

※達成度の設定方法（5段階評価、○・△・×など）は問わないが、評価の根拠を明確にすること

【 ○ 】

家族介護用品支給事業	令和4年度		令和5年度	
利用者数	1,600人		1,590人	
利用枚数	13,114枚	8.2枚/人	12,862枚	8.1枚/人
給付額	44,085,725円	27,554円/人	42,958,404円	27,035円/人

※高齢者数や要介護認定者数の減に伴い、利用者数、利用枚数、給付額のいずれも減となりました。福祉施設では、機能維持に必要な修繕を行いました。

課題と対応策

○在宅福祉サービスの推進により重度化防止を図り、給付額の抑制につなげます。

基準 おむつ使用者が市民税非課税

助成 1か月当たり 介護1～2 2,500円、介護3 5,000円、介護4～5 6,250円
(助成券は12枚つづり)

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	Ⅲ 介護予防等の推進
-------------	-------------------

現状と課題

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によれば、転倒に対する不安があるとの回答が半数以上を占めており、普段の生活の中での困りごと「長い距離を歩くこと」が最も多くなっています。

外出時の移動手段が自動車という方が多く、将来加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねたことで、生じやすいフレイルの状態となる恐れが高いと推測されます。現在、地域包括支援センターを中心に本人、家族からの相談や訪問活動等、様々な機会を通して、介護予防が必要な高齢者を把握し、介護予防や重度化防止に努めているところです。

自立度の高いうちから、日常生活でできるだけ徒歩による移動を心がけ、下肢筋力の保持に努めさせる必要があると考えられ、今後、庁内連携により医療・介護・保健等のデータを一体的に分析し介護予防教室等にもフレイル予防を目的とした事業を展開させる必要があると思われま

す。また、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを行う必要もあります。

具体的な取組

(取組の対象者、参加者など)

- 要支援認定者・事業対象者、一般高齢者

(取組の内容)

- 高齢者通いの場補助事業（通所型サービスB）
- 通所型介護予防事業（通所型サービスC）
- 一般介護予防事業
- 高齢者の生きがいと健康づくり事業

目標（事業内容、指標等）

- 自立高齢者の割合の増加を目指します。
（高齢者人口に対する自立高齢者率） R5年度 79.5%

- ・高齢者通いの場補助事業（通所型サービスB）参加者増
- ・通所型介護予防事業（通所型サービスC）参加者増
- ・一般介護予防事業参加者増
- ・高齢者の生きがいと健康づくり事業

目標の評価方法
<ul style="list-style-type: none"> ● 時点 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>中間見直しあり <input checked="" type="checkbox"/>実績評価のみ ● 評価の方法 <p>施策の展開状況（整備状況、利用状況、運営状況）など</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>各事業の利用者数 <input type="checkbox"/>通いの場の登録状況 <input type="checkbox"/>各課との連携状況 <p>参加者への影響など</p> <p>フレイル予防を進めることで、介護や介助を必要としない元気な高齢者が増える。</p> <p>地域への影響など</p> <p>元気な高齢者が増えることで、高齢者サービスや介護の担い手としても活躍できる介護の仕組みが構築される。</p>

後期（実績評価）

実施内容																								
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>高齢者通いの場補助事業（通所型サービスB） <input type="checkbox"/>通所型介護予防事業（通所型サービスC） <input type="checkbox"/>一般介護予防事業 																								
自己評価結果																								
<p>※達成度の設定方法（5段階評価、○・△・×など）は問わないが、評価の根拠を明確にすること</p> <p>【 ○ 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、基本的な感染対策の下、介護予防教室を継続実施し、開催回数・人数は増加となりました。 ○フレイル状態に近い人を対象にしたいと考え、通所Cの対象者の見直しを図ろうとしたが、講師の選定や移動手段の確保など課題があり、具体的な変更までには至りませんでした。 ○介護予防に取り組む場を地域に展開するのを目指し、教室終了後の自主グループ化を目指して行ってきた。2か所の自主グループができ活動継続しています。 <p>実績 高齢者人口に対する自立高齢者率</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;">R 4</td> <td style="width: 10%;">79.5%</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">→</td> <td style="width: 10%;">R 5</td> <td style="width: 10%;">79.5%</td> </tr> <tr> <td>通所B</td> <td>R 4</td> <td>23回 登録者 16人</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td>R 5</td> <td>72回 登録者 28人</td> </tr> <tr> <td>通所C</td> <td>R 4</td> <td>300回 2,301人</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td>R 5</td> <td>312回 2,612人（延）</td> </tr> <tr> <td>一般介護</td> <td>R 4</td> <td>265回 3,026人</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td>R 5</td> <td>324回 4,822人（延）</td> </tr> </table>		R 4	79.5%	→	R 5	79.5%	通所B	R 4	23回 登録者 16人	→	R 5	72回 登録者 28人	通所C	R 4	300回 2,301人	→	R 5	312回 2,612人（延）	一般介護	R 4	265回 3,026人	→	R 5	324回 4,822人（延）
	R 4	79.5%	→	R 5	79.5%																			
通所B	R 4	23回 登録者 16人	→	R 5	72回 登録者 28人																			
通所C	R 4	300回 2,301人	→	R 5	312回 2,612人（延）																			
一般介護	R 4	265回 3,026人	→	R 5	324回 4,822人（延）																			
課題と対応策																								
<ul style="list-style-type: none"> ○教室終了者による自主グループの立ち上げ支援を行うため、社会福祉協議会との連携、地域ケア会議の活用を行っていきます。 ○フレイル状態の方への支援として、市民保険課で行う一体的実施と連携し、介護予防活動へつなげていきます。 ○立ち上げ支援したグループを、自立に向けてどのように育成していくかが課題である。 																								

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	IV 在宅介護サービスの基盤整備
-------------	-------------------------

現状と課題

高齢者は増加しておりますが、要介護認定者の割合は横ばいもしくは微小ながら減少となっております。介護の中重度への移行を抑えることは、介護給付費の上昇の抑制にもつながります。

また、特に後期高齢者人口が増加し、長寿化とともに介護度の中重度化が進んでいます。中重度になっても、住み慣れた自宅や、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅で生活できるような対応が必要になります。

具体的な取組

- 効果的な介護予防サービスが提供されるよう、地域包括支援センターにおいて適切な介護予防プランの作成に努めます。
- 効果的な介護予防ケアマネジメントの実行にあたっては、要支援者やその家族、サービス提供事業者と、自立支援の理念や介護予防の重要性を共有することが重要です。地域包括支援センターでは、様々な機会を捉え啓発・連携を図ります。
- 特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護の整備を進めます。

目標（事業内容、指標等）

- 在宅サービス給付費見込額（介護予防サービス＋介護サービス）

（令和3年度）	4,170,104,000円
（令和4年度）	3,986,653,000円
（令和5年度）	3,986,247,000円

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法

施策の展開状況（整備状況、利用状況、運営状況）など

 - 計画に記載している特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護の整備が進んでいるか。
 - 計画における在宅サービス給付費の見込額に対する実績。

参加者への影響など
特になし

地域への影響など
特になし

後期（実績評価）

実施内容
<p>（令和5年度） 計 画 額 6,902,095,000 円（特定入所者介護サービス等費、支払審査手数料除く） 決算見込額 6,890,422,029 円（特定入所者介護サービス等費 252,012,058 円、 支払審査手数料 7,718,711 円除く） 計画内の実績となる見込みである。</p> <p>令和5年度に看護小規模多機能型居宅介護事業について、選定者から物価及び資材高騰により、当初予定していた収支計画を大幅に上回るとの理由から辞退の届出があり、開設に至らなかったことによる。</p>
自己評価結果
<p>※達成度の設定方法（5段階評価、○・△・×など）は問わないが、評価の根拠を明確にすること</p> <p>【 ○ 】 計画内の実績となる見込みであるため。 （地域密着型介護サービス等給付費、高額介護サービス費は増加しているものの、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、居宅介護等住宅改修費などは減少している。）</p>
課題と対応策
<p>○介護給付費について、報酬改定等を踏まえて、第9期介護保険事業計画に反映しましたが、今後も引き続き、動向を注視していく必要があります。</p> <p>○看護小規模多機能型居宅介護について、令和8年度の開設に向け、進めていきます。</p>

介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）における支給額の改訂について

- 本事業は、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを制度（総合事業）の対象として支援するものです。
- 国からの「第1号事業支給費の額に関する基準」では月額包括報酬の他、1回当たり単価が示されましたが、市では1回当たり単価の導入を見合わせ、これまで同様「月額包括報酬」を継続して行うこととします。

決定理由

- ・今回の改正は、多様な主体によるサービスの充実を図り、それらのサービスについて「高齢者の選択肢の拡大」を図る観点から、1回当たり単価についてきめ細かな設定が行われたもの。
- ・市では第1号事業は、訪問型サービスは従前相当サービスのみ、通所型サービスは従前相当サービスと通所型サービスC（短期集中予防サービス）のみであり、多様な主体によるサービス提供の体制がまだ充分整っていない。
- ・事業所へのアンケート結果においても、回数報酬を行う事でサービス事業所の継続が困難、高齢者のADL低下の懸念、制度が不十分であるとの意見が聞かれた。
- ・市としても、継続的なサービス利用によって生活機能の向上を目指す必要があると考える。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	V 在宅介護サービスの質的向上
-------------	------------------------

現状と課題

高齢者は増加しておりますが、要介護認定者の割合は横ばいもしくは微小ながら減少となっております。今後は高齢者数がゆるやかに減少していくものと予想されますが、64歳以下の人口は大幅に減少していくものと考えられ、高齢者サービスや介護を支える人材の不足が懸念されることから、福祉人材の育成や確保が今後も重要な課題の一つになると考えられます。

介護保険サービスの受給者数に大きな増減は見られず、今後も現在と同水準のサービス提供基盤を確保していくことが必要となります。

具体的な取組

- 介護従事者の人材確保および資質の向上
(研修に関する情報提供、研修会の実施、介護支援専門員との情報交換会等の開催、介護従事者の人材確保)
- 介護従事者の指導監督等
(情報収集等による実態の把握、地域密着型サービスの運営指導及び集団指導の実施、居宅介護支援事業所の指導監督、事業者への情報提供の充実)
- 介護保険制度の円滑な運用
(介護給付の適正化、低所得者への配慮、苦情処理体制の整備、情報提供の充実)
- 在宅ケアの取組
(医療・住まい等との連携、虐待・身体拘束の防止等)

目標（事業内容、指標等）

- 要介護認定の適正化

直営調査員の研修等の実施	月1回実施
認定調査の点検（書面）	全件数
委託調査の点検（訪問）	年間2施設
- 要介護申請の適正化（サービス利用の無い更新対象者を減らす）

更新案内時通知対象者の精査	全件数
---------------	-----
- ケアプランの点検

点検	年間20件以上
----	---------
- 住宅改修等の点検

住宅改修の点検	年間10件以上
福祉用具購入・貸与に関する調査	年間10件以上
- 総合事業受給者へ介護給付通知送付

通知	年2回
----	-----

目標の評価方法	
● 時点	
□中間見直しあり	
☑実績評価のみ	
● 評価の方法	
施策の展開状況（整備状況、利用状況、運営状況）など	
特になし	
参加者への影響など	地域への影響など
上記目標に対する各年度の実績。	特になし

後期（実績評価）

実施内容		
【令和5年度】適正化を図るため、計画的に事業を実施するよう努めました。		
○要介護認定の適正化		
	目標	実績
直営調査員の研修等の実施	月1回実施	月1回実施
認定調査の点検（書面）	全件数	2,531件
委託調査の点検（訪問）	年間2施設	年間2施設
○要介護認定申請の適正化（サービス利用の無い更新対象者を減らす）		
更新案内時通知対象者の精査	全件数	サービス未利用者宛通知238件
○ケアプラン点検の実施		
点検	年間20件以上	居宅介護支援事業所 20件 小規模多機能型居宅介護、 認知症対応型共同生活介護 6件
○住宅改修等の点検		
住宅改修の点検	年間10件以上	10件
福祉用具購入・貸与に関する調査	年間10件以上	14件
○介護給付費通知		
通知	年2回送付	年2回（6月、12月）
○縦覧点検・医療情報との突合については、国保連へ委託しており、不適切な請求がある場合、過誤調整を行うこととしており、国保連から提供されたデータにより、必要なケースは届出書の有無等を確認しています。有効認定期間の半数を超える短期入所者利用の届出書については、事前提出と催促後提出を合算すると96.3%となっています。		
自己評価結果		
※達成度の設定方法（5段階評価、○・△・×など）は問わないが、評価の根拠を明確にすること		
【 ○ 】 各事業において、計画的に目標を達成しているため。		
○ケアプラン点検により被保険者の自立支援に資する内容であるかの確認を行い、ケアマネジメントの質の向上を図りました。		
○住宅改修等の点検により、被保険者の生活の安全の確認を行い、適正な給付を図りました。		
○介護給付費通知を被保険者に送付し、介護給付や介護サービスに対する意識の向上を図りました。		
○縦覧点検・医療情報との突合を行い、不適切な請求等の確認を行いました。		
課題と対応策		
今後も引き続き、目標達成に向けて取り組みます。		

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	VI 施設介護サービスの基盤整備
-------------	-------------------------

現状と課題
<p>特別養護老人ホームのうち、能代山本広域市町村圏組合で運営している海潮園については、令和3年度末に廃止され、民間による新たな施設の整備が行われました。</p> <p>長寿園についても、令和9年度に廃止されることとなっています。</p>
具体的な取組
<p>(取組の対象者、参加者など)</p> <p>(取組の内容)</p> <p>○本計画では他に新たな特別養護老人ホームの整備は見込まないこととしますが、長寿園の廃止が控えていることから、市全体の特養入所状況等を把握しながら、本計画期間内にて対応の方向性を決定します。</p> <p>そのため、①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、②在宅介護実態調査、③介護保険サービス事業所調査を実施します。</p> <p>なお、検討にあたっては、民間のサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの整備等による高齢者の住環境や介護環境の変化も考慮します。</p>
目標（事業内容、指標等）
<p>○本計画期間内にて、令和9年度に廃止される特別養護老人ホーム長寿園の廃止に伴う対応の方向性を決定します。</p>
目標の評価方法
<ul style="list-style-type: none"> ● 時点 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 中間見直しあり <input checked="" type="checkbox"/> 実績評価のみ ● 評価の方法 <p>施策の展開状況（整備状況、利用状況、運営状況）など</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市による調整、支援が適切であったか。 ○対応の方向性の決定ができているか。 <p>参加者への影響など</p> <p>特になし</p> <p>地域への影響など</p> <p>特になし</p>

後期（実績評価）

実施内容
○第9期介護保険事業計画に係るアンケートを実施 「事業所概要」、「事業運営」、「職員体制」、「施設整備」について、市内137の事業所に対してメールでの調査を実施。 ○特別養護老人ホームの建て替え整備に係る意見等の聞き取り調査について、8社に対して実施。
自己評価結果
※達成度の設定方法（5段階評価、○・△・×など）は問わないが、評価の根拠を明確にすること
【 ○ 】 施設整備の方針（民設民営）を示したことによる。
課題と対応策
新たな介護老人福祉施設の開設に向け、進めていく必要があります。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	Ⅶ 施設介護サービスの質的向上
現状と課題	
<p>地域包括ケアシステムを支え、介護サービスを充実していくにあたり、介護従事者の確保が必要となります。</p> <p>また、施設介護サービスの整備にあたっては、個室ユニットケアの推進が基本とされていますが、施設の個室ユニット化に伴う居住費等の増額により、低所得者の施設入所が困難になることにも配慮する必要があります。</p>	
具体的な取組	
<ul style="list-style-type: none"> ○介護従事者の人材確保および資質の向上 （研修に関する情報提供、介護従事者の人材確保） ○介護事業者の指導監督等 （情報収集等による実態の把握、地域密着型サービスの運営指導及び集団指導の実施、事業者への情報提供の充実） ○介護保険制度の円滑な運用 （介護給付の適正化、低所得者への配慮、苦情処理体制の整備、情報提供の充実） ○在宅ケアの取組 （低所得者への配慮と従来型多床室でのケアの充実、虐待・身体拘束の防止等） 	
目標（事業内容、指標等）	
○上記取組の実施（指標等の設定はありません）	
目標の評価方法	
<ul style="list-style-type: none"> ● 時点 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>中間見直しあり <input checked="" type="checkbox"/>実績評価のみ ● 評価の方法 <p>施策の展開状況（整備状況、利用状況、運営状況）など 取組の実施状況により評価します。</p> <p>参加者への影響など 特になし</p> <p>地域への影響など 特になし</p>	

後期（実績評価）

実施内容
<p>地域密着型サービス事業所の職員については、研修の場を提供し、参加を促しました。</p> <p>参加率も良くほぼ全事業所の職員が受講しました。地域密着型サービス事業所の運営指導及び集団指導を計画的に実施したほか、地域密着型に関わらず、運営基準や介護報酬の解釈など最新の情報を提供しました。</p> <p>また、事故報告、施設虐待疑い等の問題があると判断された施設についても、訪問のうえ、調査や事実確認など必要な指導を行いました。</p> <p>運営推進会議への職員の派遣により、施設の実態把握に努めました。</p>
自己評価結果
<p>※達成度の設定方法（5段階評価、○・△・×など）は問わないが、評価の根拠を明確にすること</p>
<p>【 △ 】</p> <p>計画の人材確保に関して「県が策定する介護保険事業計画と連携を図る」ことを取組として掲げているが、具体的な事業の展開には至っておりません。</p>
課題と対応策
<p>人材確保の取組の検討について、県との連携、市独自の取組を推進する必要があります。</p> <p>また、今後は、介護職員の生産性向上の取組や働きやすい環境づくりに取り組むことについて市としても、推進して行く必要があります。</p>

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	VIII 地域包括ケアシステムの強化
-------------	---------------------------

現状と課題

地域包括支援センターで対応している相談内容は複雑多岐にわたり、各種機関と連携が必要となる複雑な案件や、高齢者権利擁護に関わる案件など、困難事例も増加しており、高齢者のみならず、障がい、ひきこもり、貧困といった複合的な課題の相談に応じる重層的な支援体制の整備について、主管課及び関係各課、関係機関等と連携し支援を進めます。

また、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を進めるため、地域ケア会議を開催しております。ケア会議の開催により、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントにさまざまな視点からのアプローチを得ることで、ケアマネジャーのさらなる気づきや実践力を高める機会となるよう、会議の活用の周知を図っていきます。

さらに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターだけでは把握しきれない、細かな地域課題の把握に努めており、生活支援コーディネーターが、解決のための方策を探ります。

医療・介護連携では、能代山本共通の情報共有ツールである、「入院時情報提供書」を作成し、患者支援の情報共有がスムーズになる一助となっています。

今後、退院後の在宅支援がより一層円滑に進むことで、住み慣れた地域で生活し続けることができる体制構築を推進する必要があります。

また、人生最後を迎える時に、医療や介護について、自分らしい人生を全うするためには、自身はどうしたいのか、日頃から家族など大切な人と共有する取り組み（ACP：人生会議）の考えを、市民に周知していく必要があります。

具体的な取組

（取組の対象者、参加者など）

- 要支援1・2及び介護予防・生活支援サービス事業対象者、一般市民

（取組の内容）

- 総合相談支援事業
- 権利擁護事業
- 地域ケア会議の推進
- 在宅療養を支援する体制の充実
- 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

目標（事業内容、指標等）

- 総合相談事業の実績増加
- 地域ケア会議を開催し、各個別ケースの課題分析等を積み重ねる。
- 成年後見制度の広報周知
- 地域ケア会議の開催回数増加
- 介護と医療機関との退院システムの検討
- 生活支援体制整備事業におけるニーズの検討
- 在宅医療・介護連携支援センターの相談件数

目標の評価方法
<ul style="list-style-type: none"> ● 時点 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>中間見直しあり <input checked="" type="checkbox"/>実績評価のみ ● 評価の方法 <p>施策の展開状況（整備状況、利用状況、運営状況）など 各事業の開催回数や、事業の進捗状況 各関係機関のアンケート</p> <p>参加者への影響など 関係機関・団体・市民が地域包括ケアシステムの考え方を理解し、それぞれの役割を担うことにより、地域の高齢者を支援していくことができるよう、意識の醸成が図られる、また、地域包括支援センターを中心に、連携を強化していくことができる。</p> <p>地域への影響など 入退院連携が円滑に進むことにより、質の高い医療・ケアを受けることができる。 住民同士の助け合いが進み、安心・快適な日常生活が実現できる。</p>

後期（実績評価）

実施内容
<ul style="list-style-type: none"> ○総合相談支援事業 ○権利擁護事業 ○地域ケア会議の推進 ○在宅療養を支援する体制の充実 ○生活支援・介護予防サービスの基礎整備の推進
自己評価結果
<p>※達成度の設定方法（5段階評価、○・△・×など）は問わないが、評価の根拠を明確にすること</p> <p>【 ○ 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○困難事例等の対応は地域包括支援センターを中心に関係機関と連携を取りながら対応しています。 ○社会福祉協議会の権利擁護センターへ中核機関を委託しており、成年後見制度の周知を含め、各事業とも概ね順調に推移しています。 ○地域ケア会議で出された地域課題に対し、社会福祉協議会・地域包括支援センターで課題を分析し、必要な検討を行いました。 <p>実績：地域包括支援センター権利擁護相談件数 R4 717件 → R5 561件（延） 中核機関支援センター権利擁護相談件数 R4 1,866件 → R5 2,431件（延）</p>
課題と対応策
<ul style="list-style-type: none"> ○相談内容が複雑多様化し、困難事例が増加している。独居高齢者の身元保証人問題もあり、問題解決のため、関係各課・機関と連携協力を図ると共に、困難事例に対応する関係機関のネットワークを強化し対応しています。 ○社会福祉協議会の権利擁護センターへ中核機関の設置を委託しており、市民や関係機関へ後見制度への理解と周知に重点を置いた活動を展開しています。 ○現在、地域包括支援センターで随時開催されている地域ケア個別会議について、自立支援に向けた地域ケア個別会議を定例開催とすることで、専門職からの支援が受けやすくなるメリットがあることから、開催を継続し、個別課題の解決と地域課題の明確化等を図っていきます。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	Ⅸ 認知症施策の推進
-------------	-------------------

現状と課題

日常生活圏域ニーズ調査結果によれば、認知症に関する相談窓口について、6割の方が知らないと回答しています。また、在宅介護実態調査では、今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安を感じる介護は「認知症状への対応」と答えています。

一方、高齢者の4人に1人が認知症またはその予備軍とされており、高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに増加する見込みです。

これらのことから、介護者の中には、認知症に対する不安も大きく、引き続き認知症対策の充実を図るとともに、認知症の人の視点に立ち当事者や家族の意見を踏まえて推進すること基本とし、認知症高齢者をとりまく全ての人が理解を深め、認知症の人の尊厳が保たれるような活動の推進が必要と考えます。

具体的な取組

(取組の対象者、参加者など)

- 認知症当事者及び家族、市民

(取組の内容)

- 認知症サポーター養成講座・キッズサポーター養成講座
- 認知症サポーターステップアップ講座
- 認知症家族会
- 認知症カフェ
- チームオレンジの立ち上げ
- 認知症初期集中支援チームの活動
- 認知症地域支援推進員による相談等支援体制の推進

目標（事業内容、指標等）

- 認知症サポーター養成講座・キッズサポーター養成講座参加者増
- 認知症サポーターステップアップ講座開催及チームオレンジへの誘引
- 認知症家族会参加者増
- 認知症カフェ参加者増
- チームオレンジの立ち上げ
- 認知症初期集中支援チーム支援者増
- 認知症地域支援推進員による相談等支援体制の推進

目標の評価方法
<ul style="list-style-type: none"> ● 時点 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 中間見直しあり <input checked="" type="checkbox"/> 実績評価のみ ● 評価の方法 <p>施策の展開状況（整備状況、利用状況、運営状況）など</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各事業の参加者数 ○ 各種事業での参加者アンケート ○ 「認知症サポーターステップアップ講座」の開催 ○ 「本人ミーティング」の開催 ○ 「チームオレンジ」の立ち上げと支援 <p>参加者への影響など</p> <p>認知症への理解が深まり、認知症の人々が暮らしやすい街づくりに向けて、活動を推進する最大の理解者となる。</p> <p>地域への影響など</p> <p>認知症に対しての偏見がなくなり、認知症の人が暮らしやすい街になる。</p>

後期（実績評価）

実施内容
<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症サポーター、キッズサポーター養成講座 ○ ステップアップ講座 ○ 認知症家族会 ○ 認知症カフェ ○ チームオレンジの活動支援 ○ 認知症初期集中支援チーム支援 ○ 認知症高齢者等見守りシール ○ 認知症地域支援推進員による相談体制の推進
自己評価結果
<p>※達成度の設定方法（5段階評価、○・△・×など）は問わないが、評価の根拠を明確にすること</p> <p>【 ○ 】</p> <p>○ 予定の事業は概ね順調に実施できています。</p> <p>実績：認知症サポーター養成講座 R 4 22回 287人 → R 5 17回 201人（延）</p> <p>認知症ステップアップ講座 R 4 1回 17人 → R 5 5回 100人（延）</p> <p>認知症ほっとカフェ R 4 12回 166人 → R 5 13回 200人（延）</p> <p>認知症家族会 R 4 12回 71人 → R 5 12回 67人（延）</p> <p>認知症高齢者等見守りシール R 4 登録者 14人（利用1回）→ R 5 23人（1回）</p>
課題と対応策
<p>認知症初期集中支援チームの支援や、ケアパスを使用した相談など、様々な認知症施策を展開しています。</p> <p>中でも認知症本人と家族の身近な生活支援のニーズと支援者をつなぐ仕組みとして、2か所の「チームオレンジ」の活動後方支援を行っています。</p> <p>今後、本人の活動支援としての新たなチームオレンジを立ち上げ、より一層、認知症の人やその家族が「その人らしく」安心して暮らし続けられる地域づくりを支援していきます。</p>

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	X 災害や感染症対策に係る体制整備
-------------	--------------------------

現状と課題

高齢者、子ども、乳幼児、妊産婦、障がい者（児）等の要配慮者や避難行動要支援者の安全の確保について、地域住民、自主防災組織及び福祉ボランティア団体等の協力のもとに、要配慮者や避難行動要支援者の平常時における実態を把握し、災害時における情報の収集伝達及び避難誘導等、支援体制の確立に向けて取り組んでいます。避難行動要支援者の個別避難計画の策定や情報共有の取り扱いが課題であります。

具体的な取組

（取組の対象者、参加者など）

- 自主防災組織、要配慮者、避難行動要支援者、施設管理者・入所者

（取組の内容）

- 市の防災担当課等と連携を図ります。
災害発生時において、避難行動要支援者等の適切な避難支援や安否確認等を行うため、個人情報に留意しながら対象者の把握と関係者との情報共有に努め、災害発生における安否確認や避難支援体制の構築、避難後の生活への配慮等、避難行動要支援者に配慮した防災対策を推進します。
- 介護施設においては、避難訓練等の実施、指導を行うこととします。
- 感染症予防については、手洗い、うがい、マスク等の基本的な感染対策を徹底します。また、国や県と連携を図り必要に応じて適切な対応を講じることとします。

目標（事業内容、指標等）

- 能代市地域防災計画の改正に伴い、能代市災害時要援護者避難支援プラン全体計画の改定に向けた検討を行います。
- 個別避難計画の在り方を検討します（令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされ、概ね5年程度で策定することとされている）。
- 介護施設における防災、感染予防対策の運営指導を行います。

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法

施策の展開状況（整備状況、利用状況、運営状況）など

地域の防災力を高めるため、防災訓練や施設の防災指導が必要であり、市民や関係団体と連携を図る。実効性のある災害や感染症対策に係る体制の整備。

参加者への影響など

平時から被災時への備えが必要である。

地域への影響など

災害時、地域における共助が重要な役割を果たすことから、地域との情報共有が有効である。地域との連携により個別避難計画の策定を行う。

後期（実績評価）

実施内容

能代市災害時要援護者避難支援プラン全体計画の改定に向けた検討や、個別避難計画の在り方の検討の取組の一つとして、他自治体の取組について情報収集しました。

感染症対策に対する備えとしては、関係部署と連携しながら予防接種費用の助成により接種率の向上につなげ、発症の予防と症状の軽減化を図りました。

自己評価結果

※達成度の設定方法（5段階評価、○・△・×など）は問わないが、評価の根拠を明確にすること

【 ○ 】

民生委員等の高齢者実態調査により個別避難計画の対象者の把握を行いました。

また、県内自治体との情報交換や県外自治体の先行事例の情報収集により、本市の課題解決に向けた一定の情報を得ることができました。

課題と対応策

避難行動要支援者の個別避難計画の策定や情報共有の取り扱いが課題であることから、他自治体の事例を参考しながら、本市に合った取組を検討し、災害時要援護者避難支援プラン全体計画の改定に向けていく必要があります。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	XI 高齢者の住まいの安定的な確保
-------------	--------------------------

現状と課題

高齢者の住環境について、高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯が増加する中、地域生活の基盤である高齢者の住まいの確保が重要となっていることから、高齢者が安心して暮らせるよう高齢者向けの住宅の情報提供や自宅の改修費用の助成等に努める必要があります。

具体的な取組

(取組の対象者、参加者など)

○県、事業者、要介護者等

(取組の内容)

○市内には、民間事業者により、軽費老人ホーム（ケアハウス）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅が整備されており、これらの整備の動向等を把握し、市ホームページ等により情報提供に努めます。

○在宅の要介護者・要支援者について、自宅で生活を続けられるよう、介護保険制度の住宅改修のほか、これに上乘せする市の高齢者住宅改修助成事業で住宅改修費を助成します。

目標（事業内容、指標等）

○随時、対応する。

目標の評価方法

● **時点**

中間見直しあり

実績評価のみ

● **評価の方法**

施策の展開状況（整備状況、利用状況、運営状況）など

随時、対応する。

参加者への影響など

高齢者の住まいの安定的な確保により、安心した暮らしが維持できる。

地域への影響など

特になし

後期（実績評価）

実施内容		
<p>市内には、民間事業者により、軽費老人ホーム（ケアハウス）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅が整備されており、これらの整備の動向等を把握し、市ホームページ等により情報提供に努めました。</p> <p>また、在宅の要介護者・要支援者について、自宅で生活を続けられるよう、介護保険制度の住宅改修のほか、これに上乗せする市の高齢者住宅改修助成事業により住宅改修費を助成しました。</p>		
	令和4年度	令和5年度
住宅改修（介護保険制度）	10,240,751円（146件）	8,950,801円（137件）
住宅改修助成（市制度）	646,000円（9件）	89,000円（5件）
自己評価結果		
<p>※達成度の設定方法（5段階評価、○・△・×など）は問わないが、評価の根拠を明確にすること</p>		
<p>【 ○ 】</p> <p>県と有料老人ホーム等に係る情報の連携に努め、市ホームページ等により適切に情報提供しました。</p> <p>また、介護保険制度や市の高齢者住宅改修助成事業により住宅改修資金を助成しました。介護保険住宅改修工事が被保険者にとって適正な内容であるかの確認、点検を行いました。</p>		
課題と対応策		
<p>市内にある、民間事業者により整備された施設（軽費老人ホーム（ケアハウス）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）の状況について、これらの整備の動向等を把握し、市ホームページ等を活用し情報提供に努めます。</p> <p>在宅の要介護者・要支援者について、自宅で生活を続けられるよう、介護保険制度の住宅改修のほか、これに上乗せする市の高齢者住宅改修助成事業により住宅改修費を助成します。</p> <p>被保険者が安心・安全に生活できるよう、高齢者向け住宅の情報提供や介護保険住宅改修の内容の確認・点検を引き続き行っていく必要があります。</p>		

施策Ⅰ 高齢者の積極的な社会参加

(1) 生きがいづくり活動等の支援の充実

①老人クラブ社会活動促進事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
クラブ数	44 クラブ	40 クラブ	35 クラブ
会員数	1,398 人	1,175 人	1,046 人
60歳以上人口	24,475 人	24,090 人	23,734 人
加入率	5.7%	4.9%	4.4%

②地区主催敬老行事への開催支援

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	開催 地区数	参加 者数	開催 地区数	参加 者数	開催 地区数	参加 者数
能代地域	—	—	—	—	22 地区	585 人
二ツ井地域	—	—	—	—	17 地区	567 人

※令和5年度から市主催を廃止し、地区主催の敬老行事への助成事業へ移行。

③地域福祉活動補助事業（のしろであいのコンサート事業、高齢者お楽しみ会事業等）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付団体数	4 団体	7 団体	6 団体
交付額	729 千円	1,870 千円	2,336 千円

(2) 生涯学習の充実

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	開催数	参加者数	開催数	参加者数	開催数	参加者数
○保坂福祉学園	75 回	981 人	176 回	2,266 人	205 回	2,714 人
○きらり能代しなやかサロン	9 回	166 人	15 回	261 人	13 回	236 人
☆松寿大学	0 回	0 人	3 回	98 人	4 回	173 人
○社会参加活動講演会	0 回	0 人	1 回	140 人	1 回	141 人
○健康づくりレクリエーション交流大会	0 回	0 人	0 回	0 人	1 回	192 人
○高齢者芸能発表の集い	0 回	0 人	0 回	0 人	1 回	127 人
☆いきいきふれ愛の集い	0 回	0 人	0 回	0 人	1 回	224 人
計	84 回	1,147 人	195 回	2,765 人	226 回	3,807 人

※○能代地域、☆二ツ井地域

(3) 高齢者就業の支援

シルバー人材センターの登録状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録会員数	303人	321人	312人
男性	243人	253人	247人
女性	60人	68人	65人
助成額	8,000千円	8,000千円	8,000千円

※情報出典：商工労働課

施策Ⅱ 自立生活の支援

(1) 在宅生活を続けるための支援の充実等

① 高齢者住宅改修助成事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	5件	9件	5件
助成額	477千円	646千円	89千円

② 軽度生活援助事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付世帯数	1,962世帯	1,959世帯	1,828世帯
利用枚数	12,191枚	10,832枚	9,645枚

③ 緊急通報装置・ふれあい安心電話事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（設置台数）	273人	241人	215人
非常件数	9件	10件	20件
相談件数	333件	409件	467件
ふれあいコール数	10,896件	9,957件	8,514件

④ 訪問理容サービス事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	44人	42人	53人
利用枚数	129枚	117枚	104枚

⑤高齢者外出支援サービス事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	335人	354人	485人

⑥家族介護用品支給事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1,508人	1,600人	1,590人
利用枚数	13,020枚	13,114枚	12,862枚

⑦食の自立支援事業（配食サービス）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数	138人	136人	143人
延べ配食数	15,384食	14,652食	15,252食

⑧はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	125人	136人	132人
利用枚数	848枚	864枚	925枚

⑨元気・交流200円バス事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付者数	4,773人	4,692人	4,583人

⑩百歳長寿お祝い事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業対象者数	19人	29人	23人

⑪高齢者のみの世帯等の除雪・雪下ろし支援

■軽度生活援助事業における除雪の利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用枚数	3,548枚	2,311枚	1,494枚

■雪下ろし費用助成事業の実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	86件	5件	0件

■高齢者等雪対策支援事業の実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成金額	78,480円	67,917円	40,494円

⑫生活管理指導短期宿泊事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	0人	0人	2人
延べ利用日数	0日	0日	12日

⑬高齢者緊急一時保護事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	2人	8人	3人
延べ利用日数	66日	125日	115日

⑭高齢者買い物優待事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協賛店舗数	28店舗	42店舗	51店舗

⑮見守り対応機器購入等支援事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付者数	—	—	1人

※R5年度新規事業

(2) 福祉施設等の整備の推進等

①養護老人ホーム（措置人員の状況）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
松籟荘	70人	70人	69人	
	能代市	67人	68人	67人
	市外	3人	2人	2人
樹園（男鹿市）	1人	0人	0人	
やまもと（三種町）	1人	1人	1人	
松峰園（秋田市）	1人	1人	0人	
聖ヨゼフホーム （奈良県御所市）	1人	1人	1人	

②老人憩の家「白濤亭」

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	12,432人	11,940人	10,903人
1日平均の利用者数	41.4人	39.9人	38.0人

③保坂福祉会館松寿園

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	5,477人	7,439人	8,919人
1日平均の利用者数	17.8人	24.2人	29.1人

④能代ふれあいプラザ「サンピノ」・高齢者友愛センター

■高齢者友愛センターの利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	6,345人	7,506人	7,401人

⑤高齢者ふれあい交流施設「ゆっちゃん」(ニツ井)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	55,220人	52,346人	55,688人

⑥生活支援ハウス(ニツ井)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人数	9人	7人	7人

⑦高齢者の住環境

■軽費老人ホームの整備状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開設施設数(累計)	1施設	1施設	1施設
定員数(累計)	15人	15人	15人

■有料老人ホームの整備状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開設施設数(累計)	12施設	12施設	12施設
定員数(累計)	215人	215人	215人

■サービス付き高齢者向け住宅の整備状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開設施設数(累計)	11施設	11施設	11施設
戸数(累計)	250戸	250戸	250戸

※各事業とも年度末時点の実績

(4) 令和5年度能代市地域包括支援センター事業実績の報告

令和5年度能代市地域包括支援センター事業実績

場所：市内4カ所（本庁・北・南・二ツ井）

開館：月～土（日・祝・年末年始除く） ※時間外・夜間は電話転送対応

時間：午前8時30分～午後5時15分（本庁、南）

午前8時30分～午後5時30分（北、二ツ井）

①総合相談支援事業

●相談方法（のべ件数）

	R3年度	R4年度	R5年度
電話	9,145	10,232	11,087
来所	784	1,134	1,059
訪問	3,073	3,343	3,529
合計	13,002	14,709	15,675

●主な相談内容（のべ件数）

項目	R3年度	R4年度	R5年度
介護相談	6,017	7,050	6,836
介護予防・生活支援サービス	—	814	1,505
施設相談	949	1,653	1,590
医療・健康相談	2,008	1,833	1,811
高齢者福祉相談	882	819	674
情報収集・提供	4,939	5,165	5,896
身体障がい関係	99	197	272
虐待関係	28	147	165
権利擁護関係	696	717	561
認知症関連	1,795	2,011	1,395
その他	599	423	335
合計	18,012	20,829	21,040

②権利擁護事業

●主な相談内容（のべ件数）※再掲

項目	R3年度	R4年度	R5年度
虐待関係	28	147	165
権利擁護関係	696	717	561
合計	724	864	726

●虐待に関する相談（実人員）

※包括支援センター及び長寿いきがい課

項目	R3年度	R4年度	R5年度
「虐待の疑い」通報件数	9	15	14
「虐待」認定件数	2	5	0

※コア会議3回実施（虐待認定なし）

③包括的・継続的マネジメント事業（ケアマネジャー支援及び地域連携）

項目	R3年度	R4年度	R5年度
ケアプランチェック(件数)	834	852	788
ケアマネ研修会(回数)	4	4	4
同(参加人数)	326	304	268

※R3研修会はハイブリッド式で開催のため、
 参集人数とオンライン参加人数の合計となっています。

④介護予防サービス計画作成（対象：要支援）

	R3年度	R4年度	R5年度
件数	2,882	3,216	3,485
うち包括	745	968	1,192
うち委託	2,137	2,248	2,293

⑤介護予防ケアマネジメント事業（対象：総合事業サービス利用者）

	R3年度	R4年度	R5年度
件数	4,625	4,362	4,230
うち包括	1,992	2,010	2,135
うち委託	2,633	2,352	2,095

⑥介護予防教室事業

一般教室(出前講座含)	R3年度	R4年度	R5年度
回数	162	265	324
のべ参加者	1,927	3,026	4,822

通所型C(複合プログラム)	R3年度	R4年度	R5年度
回数	119	129	120
のべ参加者	820	810	790

通所型C(運動器)	R3年度	R4年度	R5年度
回数	96	171	192
のべ参加者	1,243	1,491	1,822

※公募事業者に委託して実施

教室終了者への支援	R3年度	R4年度	R5年度
立ち上げ支援回数	—	12	25
自主グループ数	0	1	2

※内訳：教室開催回数のうち、教室終了者への自主グループ立ち上げ支援を行った回数

⑦家族介護支援事業

※上段：回数 下段：のべ参加者数

	R3年度	R4年度	R5年度
介護講座、実技、 情報交換等	19	24	31
	109	114	139
交流会、レク、 お楽しみ会等	9	12	7
	36	27	20

⑧学生実習受け入れ

※包括支援センター受入分のみ記載

	R3年度	R4年度	R5年度
のべ日数	9	31	11
実人数	22	15	26

⑨地域ケア個別会議

【主催】地域包括支援センター

【目的】地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた地域での生活を地域全体で支援していく。また、地域ケア会議は個別ケースを検討する会議から地域課題の解決を検討する場まで一体的に取り組んでいく。

【参加対象】医療・介護等の専門職、民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティア等地域の多様な関係者

	R3年度	R4年度	R5年度
回数	18	16	18